



## 「避難勧告等の発令基準の特例運用地域」及び 「避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域」の一部解除など

「避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域」及び「避難勧告等の発令基準の特例運用地域」のうち、復旧が完了したなどの理由から、次のとおり解除となる地域があります。

また、別紙のとおり「避難勧告等の発令基準の特例運用地域」を「避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域」へ統合することとします。

### 1. 一部解除

#### ○「避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域」

##### 【解除する理由】

(土砂関連工事)

砂防えん堤・治山ダム等の設置工事の完了により、背後不安定土塊の対策が講じられたことによる解除・・・●

(河川関連工事)

河川復旧改修工事等により、現状復旧が完了したことによる解除・・・▲

##### 【解除する地域】

吉浦地区：●狩留賀町

中央地区：●西辰川2丁目

昭和地区：●焼山北3丁目，●焼山泉ヶ丘2丁目

広地区：●広両谷3丁目，●広大新開3丁目  
●広吉松1丁目，●広白石3丁目

仁方地区：●仁方本町2丁目

安浦地区：▲安浦町中央北1丁目，▲安浦町中央1～5丁目

#### ○「避難勧告等の発令基準の特例運用地域」

##### 【解除する理由】

河川復旧工事等の完了により、現状復旧が完了したことによる解除

##### 【解除する地域】

安浦地区：安浦町中央北1丁目（洪水災害）

安浦町中央1～5丁目（洪水災害）

### 2. 「避難勧告等の発令基準の特例運用地域」の「避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域」への統合

##### 【統合する理由】

避難勧告等の発令について、より状況に応じた対応とするため、気象台から発表される「大雨注意報」だけでなく、雨の降り方を確認する「土壌雨量指数（洪水の場合は河川基準水位）」等も発令基準としている「避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域」に統合し統一的な対応を図ります。

## 避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域

地区名	町丁名
天 応 地 区	天応福浦町, 天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応東久保1・2丁目
吉 浦 地 区	長谷町, 吉浦上城町, 吉浦岩上町, 吉浦松葉町, 吉浦中町3丁目, 吉浦本町3丁目, 吉浦新出町, 吉浦東本町2・4丁目, 狩留賀町, 大山町
中 央 地 区	西辰川2丁目
宮 原 地 区	室瀬町, 宮原1~4・9~11丁目, 船見町
警 固 屋 地 区	警固屋9丁目, 見晴3丁目
阿 賀 地 区	阿賀北4・7丁目, 阿賀南9丁目
昭 和 地 区	苗代下条, 焼山町山の神, 焼山東3・4丁目, 焼山北2・3丁目 焼山泉ヶ丘2丁目, 押込6丁目
郷 原 地 区	郷原町山田(6区), 郷原町下条(5区), 郷原町長谷(4区)
広 地 区	広石内3・4丁目, 広三芦1丁目, 広両谷2・3丁目, 広夫新開3丁目, 広吉松1丁目, 広白石3丁目, 広名田2丁目, 広白岳6丁目, 広小坪1丁目, 広長浜1丁目
仁 方 地 区	仁方本町2丁目, 仁方町川尻越
川 尻 地 区	川尻小用地区, 川尻才野谷地区, 川尻小仁方地区
音 戸 地 区	音戸町先奥3丁目, 北隠渡1・2丁目, 高須3丁目, 畑1丁目, 早瀬2・3丁目
倉 橋 地 区	宇和木地区, 本浦地区, 長谷地区, 尾立地区, 鹿島地区
蒲 刈 地 区	向地区, 大浦原地区
安 浦 地 区	安浦町大字中畑(市原含む), 安浦町大字下垣内, 安浦町久多田, 安浦町水尻1・2丁目, 安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1~5丁目, 安浦町内海北1~4丁目, 安浦町内海南1丁目